

「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（案）」の  
改正に関するコメント

2010年6月8日  
(社)日本経済団体連合会  
経済基盤本部

平成22年度税制改正におけるグループ法人税制は、課税の中立性や公平性等を確保する観点からの見直しであり、企業グループを対象とした税制において、法人の組織形態の多様化に対応するものである。また、企業の税務のみならず、会計の実務に対する影響も極めて大きな改正である。

本公開草案「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）（案）」の[設例2-2]では、連結納税導入時に特定連結欠損金額が存在し、かつ、その特定連結欠損金額を上回る連結所得が発生した場合の回収可能性の判断の1ケースのみが示されているが、例えば、連結納税導入後に特定連結欠損金額が発生する場合や、連結所得が特定連結欠損金額を下回るケースなど、実務上は様々なケースが想定される。

実務対応報告の第一義的な目的は、実務上、必要と考えられる取扱いについて明確化し、実務者の理解を促進させることであるから、本公開草案の例示のほか、実務上想定しうるケースを追加いただき、例示の拡充をしていただきたい。

以上